

第 4 1 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日 時：平成 2 4 年 3 月 2 4 日（土）

1 3 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0

場 所：アスパム 6 階 八甲田

- 司会 : 本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
- ただ今から「第 41 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催いたします。
- まず、本日の資料のご確認をお願いいたします。
- 本日の資料は、事前に送付させていただいたものが次第、資料 1 から資料 8 まででございます。
- また、本日お配りした資料としては、出席者名簿、席図、資料 9 がございます。
- 不足などございませんでしょうか。
- また、本日は都合によりまして、佐々木委員、戸舘委員、西垣委員が欠席されております。
- なお、前田子町長の松橋委員が本協議会委員をご退任され、新田子町長の山本委員が本協議会委員にご就任されました。
- 山本委員におかれましては、自己紹介を兼ねましてご挨拶をお願いいたします。

- 山本委員 : 田子町の山本晴美と申します。新たに委員として選任をされましたので、皆様にはこれまでも一生懸命議論していただき、田子町も安心して見ていたところでございますので、なお最後の、全て撤去に至るまで、また環境再生に至るまで、何とかご指導を賜りたいと思っております。
- どうぞ、よろしくをお願いいたします。

- 司会 : それでは開会にあたりまして、三村知事よりご挨拶申し上げます。

- 三村知事 : 皆さん、こんにちは。
- なかなか今年は雪が厳しいといいますが、また今日、こういった天気になりまして、足元の悪い中、天候の悪い中でございますが、大変こうしてお出でいただきましたこと、感謝申し上げます。

今日は、青森空港ではなく千歳空港の天候でということをごさいます、青森空港はキャット3、カテゴリー3を付けていますし、除雪についてはしっかりやっております。除雪費用分が赤字でございまして、降らないと降らない分、助かるんですが、そういう話をしてもしょうがないので、ご挨拶の方をさせていただきます。

本当に今日は、札幌からお二人とも、ありがとうございます、遠い所。

さて改めて、本日はお忙しい中、本協議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、皆様方におかれましては、日ごろから県政推進に当たりましてのご理解、ご協力をいただいております。併せて厚く御礼申し上げるところでございます。

さて、本年度の県境不法投棄産業廃棄物の撤去量につきましては、昨年3月の東日本大震災の影響や浸出水貯留池の貯留量の増加などの悪条件が重なり思うように進みませんでした。皆様方からのご助言をいただきながら様々な対策を講じた結果、後半持ち直すという状況でございまして、概ね15万トンを確認できる見通しとなりました。皆様方のご理解とご協力の賜物と深く、これも感謝申し上げる次第であります。

県といたしまして、県境産廃は全量撤去、これを基本とするの方針をこれまでどおり堅持いたしますとともに、撤去を着実に進めるためには、来年度で期限切れとなります「産廃特措法」に基づく国の財政支援が不可欠と考え、これまでも県議会をはじめといたします関係者の皆様方とともに、国に対し産廃特措法の期限延長等を要望してきたところでございます。先般、10年間延長する内容の改正法案が国会に提出されたところでございます。

今後、この法案が可決されれば、県といたしましては、財政支援の対象となります実施計画の変更作業に入るわけでございますが、検討に当たりましては、皆様方からのご意見、ご助言等をいただきたいと考えておりますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。

本日の協議会におきましては、県境不法投棄現場原状回復に係る取り組み等につきましてご報告をさせていただきますほか、平成24年度の計画につきまして協議をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見、ご助言を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いたします。

司会 : それでは、議事に移らせていただきますが、以後の議事進行につきましては、

協議会設置要領の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、古市会長におかれましては、議長席へお移りいただき、挨拶をお願いいたします。

古市会長： 皆さん、こんにちは。年度末の大変お忙しい中、また、このように天候の悪い中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今日は、三村知事が来ていただけるということで、万難を排してでも来なきゃいけないということだったんですが、いつも2月にやっております、今年は3月でひと月遅らせたから絶対に大丈夫だと思ったら、また同じような感じで、危うく来れないところだったんですが。千歳の方、1時間ほど遅れて離陸いたしました。やっとのこと、1時頃着きまして、急遽、駆けつけさせていただきまして。これも、多分、今日知事に申し上げたいことがあるので、間に合わせていただけたんだろうというふうに、天の御加護と思っております。

委員の先生方、それから市民、行政の方々のお陰で順調にいらしては、去年の東日本大震災等々、若干遅れ気味で、その分、特措法がこれから10年間継続されるというふうな方向になっていますので、多分、いけるだろうと思います。

先ほども三村知事から「全量撤去を基本とする」ということを、そういう姿勢を堅持するんだという力強いお言葉をいただきました。全量撤去は、多分できるだろうとは思いますが、もう最終段階に入りまして、今まで検討していた中で、やはり課題が、大きな課題が残っております。それが2つございます。

1つが、やはり廃棄物が無くなっても、地下水が岩手県側から来るわけです。その水量がかなりの量であるということ。それから、質の方もジオキサンという、以前は規制になかった有害物質が、それが高濃度で流出してきていると。この問題を解決しない限り、浸出水に関しての処理施設の話もあるんですが、最終的な解決はないというふうに思っております。これが1点目です。

2点目は、折角、全量撤去してしっかりやってきて、これを有終の美を飾るためには、やはり税金を投下していただいたことから、これをやはり後世に教訓として残さなければいけない。また、情報発信しなきゃいけない。そのためには、この現場を環境再生して、やはり模範としなきゃいけないであろうというふうに思います。

ということで、環境再生の方も行政の方々に努力していただいておりますが、これをより活かすためには、やはり県のトップとしての三村知事にいろいろご配慮していただきたい。要するに全県的な立場で、1つの不法投棄現場だけの問題ではなくて、全県の問題として、是非、お願いしたいと。これを申し上げたとい今日は思ひまして、駆け参じてまいりました。

今日は本当にありがとうございました。また、よろしく申し上げます。

それでは、今日の議題に則りまして進めさせていただきたいと思いますが、委員の皆様方にはよろしくご協力のほどをお願い申し上げます。それをお願いして、座って進めさせていただきます。

司会 : ありがとうございました。

なお、三村知事は所用がございますので、ここで退席させていただきます。

三村知事 : しっかりと2点、承ることができましてありがとうございました。年度末、稼ぐことがありますから、ひと働きしてきます。よろしく申し上げます。

古市会長 : では、早速ではございますが、議事を進めさせていただきます。

今日は、いつもだと大体2時間ぐらいなんですけど、今日は2時間半になっております。と申しますのは、報告事項、協議事項、年度の最後なものですから、沢山議題がございます。できるだけ要領よく進めて、こなし、時間内に終わりたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

報告事項が6件ですね。協議事項が2件です。報告事項から参りたいと思います。

まず最初に、廃棄物の撤去実績ですね。これにつきまして、ご説明、事務局からよろしくお願い申し上げます。

事務局 : それでは、資料1、廃棄物の撤去実績についてをご覧ください。

前回の協議会では、11月途中までの報告でございましたので、11月分から報告いたします。

11月分につきましては20日の作業日数で、撤去量は16,642.58 t。12月分につきましては19日の作業日数で、撤去量は16,815.06 t。1月分につきましては18日の作業日数で、撤去量は17,051.56 t。2月分につきましては20日の作業日数で、撤去量は18,331.74 t。2月分は、3月分の実績はまだ出ておりませんが、今年度では最も多く撤去することができました。3月分につきましては、16日現在ですが、12日の作業日数で、11,076.02 tとなっております。

この結果、23年度の撤去量は、143,525.75 tとなっております。右下のグラフにありますように、23年度の目標量、223,000 tに対しまして、64.4%の進捗率となっております。

また、これまでの累計につきましては、23年度分も含めまして882,968.43 tとなっております。

今年度の最終的な撤去量は、先ほど知事の挨拶にもございましたが、概ね15

万程度となる見込みでございます。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

3月分につきましては、16日現在の量ですので、このようなものになっていきますが、いかがでしょうか、何かご質問等、ございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

次は、地山の確認・分析結果ということで、資料2-1で地山の確認・分析結果。それから資料2-2で地山の確認調査結果、これは表層土壌調査及び深度方向土壌調査になっております。それぞれご報告、よろしくお願いいたします。

事務局： それでは資料2-1をご覧ください。

第6回地山確認及び分析結果をご説明いたします。

平成22年12月までに5回行った地山確認に引き続き、平成23年12月7日に廃棄物の撤去が完了した不法投棄現場北側の一部で、第6回地山確認を行い、当該地山の試料を採取し分析を行いました。

はじめに確認した場所についてですが、下の地山確認位置図をご覧ください。

ピンク色の着色部分が今回の地山確認の範囲です。東側の約4,000㎡、西側の約800㎡、南側の約1,400㎡、計約6,200㎡について確認を行いました。

次に確認方法についてですが、地山の表層を目視で廃棄物がないことを確認いたしました。

また、東側の今回試掘箇所と赤丸で表示してある1箇所について、深さ約2mまで試掘を行い、廃棄物がないことを確認しました。

次のページをご覧ください。

この写真が地山確認を行った箇所の写真となっております。1番上が東側エリア、県境部の地山確認箇所です。真ん中の写真が実際に確認していただいている写真となっております。1番下の写真が東側で行った試掘状況及び試掘完了、深さ約2mまで掘った箇所でも廃棄物がないことを確認いたしました。

以上の確認作業は、地域住民及び報道関係者の方々に公開の下、行っております。

前のページに戻っていただきまして、4番のその他についてです。

今回、目視確認した地山が汚染されていないかを確認するために、調査分析を行いました。今回の地山の一部に今後の廃棄物搬出作業に必要な道路を築造する予定です。今後とも、地山確認は廃棄物の撤去状況に応じて随時公開の下

に行っていきます。

次に分析結果等については、説明者が代わりまして説明いたします。

事務局 : それでは、引き続き地山確認調査結果につきましてご報告いたします。

今回は、表層土壌調査と深度方向の土壌調査を併せて行いました。

まず、表層土壌の調査でございます。

調査範囲は、次ページ、別図のとおり 30m で 11 区画となっております。オレンジ色の範囲の部分で、概ね緑色で囲んでいる所、この部分が調査範囲となります。調査内容については、今回、時間がございませんので省略させていただきます。また、(3) の分析結果についてご報告いたします。

分析結果につきましては、VOC が検出されたり、重金属等が基準を超過した部分につきましては、赤で塗りつぶしたところ、又は赤で斜め線を引いているところでございます。データは、別表 1 に載せておりまして、規準超過もしくはガスが検出された部分については、薄く墨塗りしている状態になっております。

まず①ですが、VOC のうちジクロロメタン又はベンゼンが 10m 区画の 9 区画の表層で検出されました。

それから、重金属等のうち鉛、砒素、ふっ素又はほう素が 10m 区画の 9 区画の表層で土壌環境基準値を超過いたしました。VOC はガスが検出され、それから重金属は溶質試験で土壌環境基準を超過したということになります。

その後、2 番目でございます。深度方向の土壌調査を引き続き行いました。分析結果につきましては、別表 2 の方に載っております。上から順番にブロック、それから項目と記載しておりまして、右の方から順番に表層、それから表層から 1 m 下、2 m 下という形で分析結果を載せております。先ほどと同様、墨塗りした部分が基準を超過した部分でございます。

表紙に戻っていただきまして、分析結果の (3) の①でございます。

表層ガス調査でジクロロメタン又はベンゼンが検出された区画では、公定法により溶出試験を行ったところ、当該項目は検出されませんでした。

②番です。鉛、砒素又はほう素が土壌環境基準値を超過していた 9 区画のうち、1 区画で深度 2 m 層まで、4 区画で深度 1 m 層まで土壌環境基準値を超過しておりました。

3 番、今後の対応ということになります。

(1) ですが、土壌環境基準値を超過した 9 区画及び深度方向 5 区間のうち、県境の 1 区画 2 区間につきましては、汚染土壌を掘削して仮置きしております。残りの区間につきましては、今後、掘削する予定となっております。

汚染土壌が確認されなかった区画は撤去完了となります。

以上で調査結果についての報告を終わります。

古市会長： ありがとうございます。

まず、資料2-1の方、地山の確認の部分ですが、これにつきまして何かご意見とかコメント、ございますでしょうか。よろしいですか。

そうしたら、資料2-2はいかがでしょうか。かなりご意見なり質問があるかと思うんですが、いかがでしょう。ございませんか。

山本委員、お願いします。

山本委員： 2の分析結果の所ですが、深度方向への1区画で2m層まで、4区画で1m層までというふうなことでありますが、これは、区画という大きな範囲の中でこのような掘削方法によるんでしょうけども、この2m層まで、1m層までというふうなところ、これをどう評価して、今後、対応されていくのか、ほかの所に同じように散在している可能性はないのかということにつきまして、お答えをいただきたいと思います。

古市会長： よろしいですか。

事務局： ほかの所は、また地山確認をするたびに同様に、今回と同様にマニュアルに従って分析をしていく形になります。今回の所で検出されましたが、ほかの所でも同様に検出される可能性は当然ございますので、きちんと分析しながらやっていきたいと思っております。

それから、深度の関係でございますが、深さの2m層ということは、上から3mの直上まで汚染されているという形になりますので、上の方をこれから順次撤去していくという流れの作業になります。概略的な内容になりますが、そういう説明でよろしいでしょうか。

古市会長： ほかにいかがでしょうか。これは、鉛直方向ですね。別表2の方で、ほう素の方がb11-n4で、深い所の方が表層よりも1mの方が、2mも大体同じぐらいということなですね。この辺はどう考えたらよろしいですか。

事務局： 場所によって、多分、いろんな形がございますが、このb11-4のほう素につきましては、比較的水と一緒に動いている部分が想定されますので、濃い所が真ん中にあったということだと認識しておりました。更にその下の手前では、また下がってきておまして、3m層ではクリアになっているということがございますので、ここまで浸透して止まっていたのかな、という状況だと思いま

す。

古市会長：　そうですか。重金属等は移動が少ないとされているんですけどね。かなり、1 m、2 mの所まで移動していているという可能性があるということですよ。ね。

ほかにいかがでしょうか。福士先生、いかがですか。特にないですか。大丈夫ですか。

あと、こういう地山のどれだけ撤去してという見積もりをしなきゃいけないでしょう。というのは、実施計画を来年の3月まで作らなきゃいけませんよね、新たな。そうすると、やはりしっかりした見積もりをしないと、予算が付かなくなりますよね。その辺のところをしっかりと実施計画に繋がるように汚染というか、撤去すべき土砂といいますか地山ね、この量を見積もるとというのが大事だと思うんです。廃棄物も当然なんですが。だから、しっかり、それはされないと持ち出しになりますから、しっかりやってください。

ほか、よろしいですか。

では次に参りたいと思います。

次は3の報告で、農作物、魚類のダイオキシン類調査結果についてです。資料3-1の方が農作物のダイオキシン類調査結果。3-2は、魚類のダイオキシン類調査結果の動向でございます。これにつきまして、ご報告よろしくお願ひします。

事務局　：　まず資料3-1をご覧ください。

農作物のダイオキシン類調査結果について報告いたします。

1の趣旨ですが、県では地元田子町からの要望を受け、田子町の主要な農作物である枝豆、水稻、にんにくの安全性を確認し、風評被害を未然に防止するため、平成15年度よりそれぞれ3地点、熊原川上流域、現場付近、熊原川下流域で収穫されたものについて、ダイオキシン類調査を行っております。本年度も、これらの主要な農作物のダイオキシン類調査を実施しました。

2に検体採取日、3に調査結果を記載しております。

3の調査結果ですが、枝豆、水稻、にんにくの3検体について、それぞれ3地点の結果を記載しています。上の段に今年度の調査結果を、下の段にこれまでの調査結果ということで、県が実施した平成15年度から22年度の結果を記載しています。

また、1番右側の列には、国の調査結果を記載しております。

今年度の調査結果ですが、国が実施し公表している調査結果、また県が実施し公表している調査結果と比較して、十分に低い値でした。

続いて、魚類のダイオキシン類調査結果について報告いたします。

資料3-2をご覧ください。

趣旨ですが、県では不法投棄現場下流の杉倉川、熊原川に生育する魚類のダイオキシン類濃度の状況を把握するため、平成16年度よりイワナ・ヤマメ・ウグイの順で1年に1種類ずつ調査を行っております。

本年度はウグイのダイオキシン類調査を実施いたしました。

2に検体採取日を記載しております。

3の調査結果ですが、今回の調査結果では、ダイオキシン類濃度が0.22pg-TEQ/g-wetということで、これまでの調査結果と比較して十分に低い値でした。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

農作物及び魚類について調査していただきました。いかがでしょうか。

いつもと同様、十分低い値になっているということですね。特段変化もなく、ダイオキシン類については大丈夫であろうというふうに思います。よろしいですね。

ありがとうございます。

そしたら次は、資料4になります。これは、排出事業者等に対する責任追及の状況ということで、資料4に基づきましてご説明よろしくをお願いします。

事務局： それでは、資料4により、排出事業者等に対する責任追及の状況についてご報告いたします。

1番上の表ですが、措置命令と納付命令については、これまでと変更がありませんので省略いたします。

1番下の③自主撤去（費用抛）の表の23年度の欄でございますが、新たに1社が抛出を申し出たところでありまして、抛出申出額は、これまでの分割抛出3社分を含めまして3,028万7千円余りとなっております。

これまでの自主撤去の合計といたしましては、21社から合計で4億8,119万2千円余りとなっております。

裏面をご覧ください。

今年度新たに自主撤去及び費用抛出した事案の概要でございます。

1番目として、申し出を行った法人は、東京都に本社があります建設業者でございます。

2番目として、自主撤去及び費用抛出に係る廃棄物の量等でございますが、廃コンデンサ1個となっております。

3番目の自主撤去及び費用抛出の概要ですが、まず、自主撤去につきましては、不法投棄現場に保管しておりましたこの業者の銘板が付された廃コンデンサ1個につきまして、2月17日に現場から撤去して、同社において適正に管理していただくこととしております。

次に費用抛出につきましては、当該廃コンデンサの分析に要した費用相当額ということで、75,000円余りを1月30日に抛出してもらっております。

以上、簡単ですが説明を終わります。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか、何かご質問等、ございますでしょうか。

コンデンサは、名前のシールがあったもののみなんですね。似たようなものもついでにというわけではないんですね。分かりました。

こういうふうに自主撤去していただけるということは好ましいと思いますが、微々たる額なんです。

順調にこれはあれですか、お金は入ってきております？滞納なく。

事務局： 分割抛出を申し出ているものにつきましては、滞りなく入ってきております。

古市会長： そうですか。ありがとうございます。

特段なければ、次の報告に移りたいと思います。

次は、資料5ですね。産廃特措法の一部改正案の概要と県の対応方針についてということで、よろしくお願ひします。

事務局： それでは、資料5に基づきまして、産廃特措法の一部改正案の概要と県の対応方針についてご報告いたします。

まず1番の国の動向でございます。

本日の知事の挨拶、それから会長のお話にもございましたが、産廃特措法の一部を改正する法律案が2月21日に国会に提出されました。

主な改正の内容は、法律の期限を平成35年3月31日まで10年間延長する。それから、県は支障の除去等に関する実施計画について、平成25年3月31日までに環境大臣に協議し、その同意を得なければならない、などとなっております。

2番の対応方針です。

県としては、平成25年度以降も国の財政支援を受けながら特定支障除去等事業を実施するため、実施計画の変更作業を行って参ります。

廃棄物等の撤去は、平成25年度中の完了を見込んでいますが、事業期間は現

場の最終的な保全目標及びその達成に必要な事業内容についての協議会のご意見を踏まえて決定していくこととなります。

次のページです。

国が作成いたしました特措法の一部改正案の内容です。法律の概要についてはご承知のとおり、平成 10 年 6 月 16 日以前に行われた不法投棄等による支障の除去等を計画的、着実に推進するため、都道府県等が行う事業に対し、平成 24 年度末まで国が支援措置を講ずるものです。

改正の必要性につきましては、本県同様、平成 24 年度までに事業完了することが困難な事案があることです。また、現時点では、特措法の対象にはなっていませんが、今後新たに支援を希望している事案があるということです。これらについて国は、更に平成 25 年度以降も支援措置が必要であるとして、今回の国会提出に至っています。

次のページです。

上の表が、現在国の支援を受けながら支障除去等事業を実施中の事案です。1 番上の香川県から三重県の事案まで、全部で 10 事案があります。このうち、岐阜、福岡の 2 事案については、平成 24 年度中に事業を完了する見込みであるとなっています。

そして下の表については、現在、支援を受けていませんが、延長された特措法の下で国の支援を受けたいとされる新たな事案が 4 件あります。

このような状況になっております。以上です。

古市会長： ありがとうございます。

特措法の方は、お陰様で 2 月に 10 年間延長ということで提出されています。多分、通るんだろうと思います。

いかがでしょうか、この内容に関しまして、何かご質問とかコメントございますでしょうか。石井委員、お願いします。

石井委員： 石井です。

特措法が延長されるということで、25 年度以降も本事業に対して国の支援が受けられるということなんですが、参考資料を見ますと、かなりの県が継続しますし、今後も新たに申請見込みのある事案がある中で、青森県が以前、廃棄物が少し増え、これだけお金が新たに必要なんですといったような額の見込みといたしますか、環境省との交渉の中で青森県が必要とする予算が確保できるのかどうかというところの状況については、まだ検討中ではあると思いますが、もし情報等ございましたら教えていただければと思います。

古市会長： それは、青森県だけの話ですか、それとも特措法全体の枠があるでしょう。

石井委員： そうですね。最低限、青森県の話でよいかと思いますが。

古市会長： 進捗状況等々、どうでしょう。まだ、これから本腰で実施計画で見積もってやっつけていけるんでしょうけど。

北沢室長： これは計画を協議する中で、どういう形になっていくかというのが明らかになって参ります。

従って、県としては、荒々、こんな経費が掛かるということについて、現在精査している途中でございます。

あと、廃棄物の量につきましても、これから掘る所について、現場の状況を調査した上で精査したいと考えております。

そういったものが具体的になった時点で、国と協議するということになり、対象になる、ならないというやり取りというものも出て参ると思います。基本的には、法律の中でも財政支援していただくということが謳われていますので、概ね我々が望むものは付けていただけるものと思いますが、どういう形で支援するかというのは、国の方では、これまでと同様の枠組みと言っていただいているんですが、具体的には、年度年度の予算の中で措置していくことになりますので、そういった中でどういう形で出てくるのかということも見ていく必要があります。

あとトータルとしては、何とか一定のものを付けていただけるんだと思うんですが、年度によって事業が集中する年度とそうでない年度が出てくる可能性もありますので、その辺のところをどういうふうに付けていただけるのかといったような話も出てくるのかもしれない。

いずれにしろ、これから国と協議する中で、具体的なものが見えてくるとは思います。基本的には、今までの枠組みとそう変わらない所で措置していただけるのではないかと考えております。

古市会長： よろしいですか。要するにまだ分からない状況下ですから、とらぬ狸の皮算用になるかも知れないので、余計なことは言わない。

感触としては必要な額については、今までどおり出していただけるだろうということですね。

北沢室長： そうですね。今までと同様の枠組みでということは言っていております。

古市会長： 今回、総枠の問題があると思うんですが、沢山なっているし、新規にも出てきつつありますよね。そうなってくると、ある種の取り合いみたいな面もあるんじゃないかな。

事務局： そうですね。年度年度で、国の予算の範囲で付けることになりますので、一時に集中したりといった場合は、ほかの県も含めて、全国的に特定の年度に大きい事業が集中したりということが出てくると、国の予算の範囲ではなかなか対処しきれないという場面も出てくる可能性はあると思います。

古市会長： そうですね。
ほかにいかがでしょうか。榎本さん、お願いします。

榎本委員： 榎本です。
特措法で10年間延びたということですが、廃棄物の撤去だけでなく、水処理の方も一定程度延びるんだらうと思うんですが、撤去した後の水処理施設の運転の基本的な考え方みたいなものがもしあったら教えていただければありがたいんですが。

古市会長： 撤去量、ごみと土砂の撤去についての見込み、見積もりというのは、ある程度できるんでしょうけども、水処理の方もどのように補助されるのか、特措法との関係はどうなっているのかというのを少し、説明していただけますか。

北沢室長： まさに、これから我々が計画を作るに当たって、その辺が1つの大きなポイントになるわけですが。現在、コンサルタント会社に委託して、現場の水が入れ替わるのにどのぐらいの時間を要するのかといったようなことをシミュレーションしたりしてもらっております。

あと、終わらせ方につきましても、まだ明確にこの協議会にもこれまで諮っていない部分がございます。詳細までは諮っておりませんので、どんな形で終わらせるのかということについても、今、内部で腹案といいますか、そういうものを作っているところでございます。

今後、調査の状況ですとか、どういう形で終わらせるかというような考え方、そういうものを整理した上で、来年度の1番最初の協議会で皆さんにお諮りして、それを計画の策定に反映させていきたいと考えております。

現時点ではまだ検討中ということでございまして、内容ができた時点でご検討いただきたいと思いますと思っております。

古市会長： よろしいですか。

その辺なんですけど、対応方針の所の最後の3行の部分、事業期間は、現場の最終的な保全目標及びその達成に必要な事業内容についての協議会の意見を、というふうになっていますよね。そうすると、水処理について、これから調査されて、どのぐらい来るのかどうかとか、水処理がどのぐらい必要かというのが出ますよね。そういうようなことをこの協議会では議論するんですが、実施計画というのは、来年の3月までに出して大臣の同意を得るということになって、それを前に今年の9月とか10月ぐらいまでには、ある程度見通しをつけなきゃいけないですよ。

そうすると、水処理については、なかなかそこまで見通せない面があるんじゃないかなと思うんですね。相手が、具体的には岩手県との協議の内容になりますよね。その辺はどうなんですか。その辺の水処理の費用というのは、国の方に、新たに分かった時点でできるのか、それとも実施計画に最初に書いてないと出ないのか、その辺はいかがですか。

北沢室長： まず、計画の策定の時期の話が会長の方から出ましたが、実は、年度末までに協議するというにはなっておりますが、実際は、作った内容について予算に反映させたりというような作業も出て参りますので、実務的には、県から国に協議するために計画を作ってあげる時期を夏ごろ、7月の末、8月のはじめぐらいですね。それまでには青森県の計画として協議を始める必要があると考えております。

それから、これからの水処理の期間等について明確に出せないんじゃないかというご懸念については、我々もそういった意味では、地下の地面の中の水のことです。ご迷惑ですので、シミュレーションをしたとしても、そのとおり本当にいくのかどうか。あるいは、いろんな物質の特性というものを踏まえて、なかなか知見が揃っていないというものもあるということもございます。そういうことを考えますと、なかなかズバリ何年間だとか、というような形では出しにくいというのが正直言ってございます。

ですから、県で出すにしても、おそらくこのくらいからこのくらいという一定の幅をもった所で想定されるというような形になるのかなと思います。

一方で、特措法の延長期間というのは10年ということですので、延長期間の中に収まらなければならないということで、リスクを考えますと、幅を持たせた中でもできるだけ最大限余裕を持った計画を作っていくことになるのかなと。そして最長は10年と。そういった中で収めるということの考え方になるのかなと思います。

古市会長： その辺のもう少し具体的な議論は、今日の協議事項の2番目に入っていますので、岩手県との関係でどういうふうにしようというような話をもう少し突っ込んで議論したいと思います。

今の時点では、なかなか言い難い部分があるんだろうと思いますが、どうなんでしょうね、実施計画を出して承認されたとして、また、2、3年して、もう少し地下水等の状況がはっきりした時点で、修正の申請みたいなものはできるんですか。一応、特措法は10年続きますよね。

北沢室長： 計画につきまして、状況が変われば、要は前提となる状況が変われば計画の変更ということはある得ます。現行の計画につきましても一度変更しているという経緯がございますので、変更する理由が明確に付けられれば、一応、変更することは可能ということになります。

古市会長： それは国の方で受け入れてもらえるということですね。一応、そういうフォローアップ機能はあるということですね。

北沢室長： その辺は微妙で、要は状況が変わればということですので、前提条件が変わらない中で変更ということがそのまま受け入れてもらえるのかどうかと思います。

古市会長： それはもうあり得ないと思います。

北沢室長： その辺の状況次第ということになるかと思いますが。

古市会長： 了解です。

それともう1つ、達成に必要な事業内容ということ、これは、環境再生みたいなものも含んで言及されているんですか。特措法の中で環境再生は入らないんでしょう。

北沢室長： 特措法は、法律で定めている範囲の特定支障の除去に要する経費ということになりますので、今、我々が作っている環境再生計画に基づく事業というのは、支障除去等事業の範疇には入りません。これは県単独、県の一般財源なり、あるいはほかの補助金が付けばそういうものを活用してということになります。

古市会長： 分かりました。これについては、三村知事をお願いするしかないですね。冒

頭お願いしましたけども、よくお願いしましょう。

ありがとうございました。

そうしたら資料5につきましてはこのぐらいしたいと思います。次に参りたいと思います。

6番目は、資料6-1、県境不法投棄現場の環境再生への取り組みと資料6-2の県境不法投棄事案アーカイブ、この辺の原案みたいなものが出てきて参っていますので、ご説明、よろしくをお願いします。

事務局 : 6-1の前に資料5の1の②の内容について、訂正があります。資料5の中の1の国の動向の欄の②の内容ですが、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないと記載しているんですが、その同意を得なければならないではなくて、協議しなければならないということです。

古市会長 : 同意じゃなく、協議しなきゃならないですね。そうですね、2ページ目の黄色の1番下の所はそうですね。環境大臣に3月31日までに協議しなければならないと。

事務局 : 申し訳ございません。

古市会長 : 同意じゃないんですね。

事務局 : はい。

それでは資料6-1の県境不法投棄現場の環境再生の取り組みについてご報告いたします。

現場跡地の取扱い方策等を定めた環境再生計画に掲げられた施策である自然再生、地域振興及び情報発信における県としての取り組みを進めるための検討を田子町などの関係機関とともに現在行っているところです。

まず1番目は自然再生についてです。

現場特性を踏まえた自然の自律的な再生力に委ねた植栽手法の検討を行うため、田子町が管理する苗木を用い、平成22年秋、平成23年春と秋に現場内の土壌を活用した試験植樹を行い、現在、モニタリング調査を行っています。

冬期は雪の下になってしまいますので、モニタリングはしておりません。

今後、田子町、森林関係事業者などとともに廃棄物等撤去完了後の森林域整備計画の検討を行っていくとともに、使用する苗木については、現在、田子町が管理している地元産のポット苗木、35,000本を平成24年度に譲り受けて県が管理していくこととしています。

次のページをご覧ください。

これが活用のイメージ図でございます。緑色の部分が植栽の区域ということになります。大体 36,000 m²、青い部分が地域振興での活用を予定している区域です。今、現場内の選別ヤードが設置されている場所になります。濃い緑の部分、あるいは茶色の部分というのは、道路であるとか、急勾配のために植栽は困難であろうと想定される区域です。緑の部分の部分が緩斜面で、植栽に適した場所になるであろうということで、この 36,000 m²を想定しています。これがイメージ図ということになります。

資料に戻っていただきます。

2の地域振興についてです。県以外の実施主体による現場跡地の活用促進に向け、現在、東急建設株式会社が提案するバイオマス施設で製造される電力・水素ガスの販売と熱エネルギーを活用して施設園芸を行う「資源循環型によるエコアグリカルチャー」について、同社、田子町及び関係事業者とともに協議を行っているところです。

協議はこれまで、平成 23 年 4 月、6 月、本年 2 月に実施しており、その内容としては、事業地となる県境不法投棄現場の調査、バイオマス施設の原料となる間伐材のほか、新たに原料化が期待される田子町内に豊富に存在する鶏ふん、それから廃菌床を排出する事業場、鶏ふん堆肥化施設、廃菌床堆肥化施設、木材チップ工場の調査とそれぞれの使用の可否について検討しております。

それから、事業実施の前提となる国などにおける補助政策、田子町周辺における間伐材の賦存量と取引の現状、現場の立地条件等を勘案した施設園芸、水素の利用、販路、施設の配置計画案などについて整理を行っているところでありまして、引き続き先行事例調査などを行いながら、町及び関係事業者との協議、調整を行って参ります。

次は 3 の情報発信です。

原状回復事業で得られた経験、資料や環境再生の取り組み等について、貴重な財産として次世代に引継ぎ、また国内外で活用するため、積極的に情報発信することとしており、現在、稼動期間内の水処理施設を活用し、県民に事案を分かりやすく説明するためのパネルや原状回復事業で蓄積された技術的資料などの展示・公開に取り組んでおります。

今後も展示素材の充実に努めるとともに、ウェブアーカイブの公開、事案継承案内板の設置などに向けた検討を行って参ります。

資料 6-2 につきましては、説明者が代わります。

事務局 : それでは資料 6-2 に基づきまして、県境不法投棄事案のアーカイブについてご説明します。

まず、コンセプトですが、県境不法投棄事案は全国的にも重要な課題となっている不法投棄を考える上で多くの課題を提供し、その課題に向けて広く関係者の努力が重ねられ、貴重な教訓・経験・知恵・技術・資料が蓄積させてきたところです。

原状回復事業終了後においても、これらの教訓、資料などを貴重な財産として広く一般や次世代を担う子ども達に引き継ぐため、ホームページを通じて情報発信していきたいということで、廃棄物の適正処理や持続可能社会形成へのメッセージへ繋げていきたいと考えております。

2番の設計です。

まず全体の構成ですが、現在の室のホームページの中に、仮称ですが「県境不法投棄事案アーカイブ」という名前で公開し、表の中に書いてあるとおり、最初、トップページがございまして、よくあるインデックスとか新着情報とか更新情報という機能を設けます。その後、下の方にいきますが、アーカイブの作成の趣旨とか経緯がございまして、一般向けのページや、子ども向けのページを作ります。一般向け、子ども向けはともに本編と資料編で構成し、県境不法投棄事案のご説明をします。

あと、リンク集ということで、全国の関連事業とかにリンクを設けたり、ご質問とかがあればということで問い合わせフォームというものを設けたいと考えております。

(2)の容量です。技術的な問題としては、1ファイルにつき10メガバイトが上限になっておりますので、仮に大きな資料がございまして、10メガバイトを超える場合は、分割して掲載するなど対応していきたいと考えております。

全体のアーカイブの容量は、いろいろ資料をこれから集めていく中で変わっていくと思いますので、今後、精査していきたいと思っております。

掲載方法ですが、本編部分については、よくホームページで見られるHTML言語で作成して掲載します。資料編については、広くホームページで見られるようなPDFという形で掲載していきたいと考えております。

中身については、次の2ページ目をご覧ください。

2ページ目は、一般向けの方の内容でございまして。こちらは、あくまでたたき台ではございますが、本編の方から申し上げていきます。

まず最初、1番、事案の概要ということで、県境不法投棄の背景、現場の概要、沿革について述べていきます。その後、2番、発覚前後の経緯ということで、(1)三栄化学工業の事業の開始及び事業の拡大、その後、(2)汚泥の不適正処理の発見があり、(3)住民等からの苦情、不法投棄が発見されたということで(4)青森、岩手両県警による強制捜査という流れでご説明したいと考えております。

続きまして3番、調査・解析ですが、平成11年から14年にかけて水質検査、汚染実態調査など各種調査を行っております。その辺について触れていきたいと考えています。

続きまして4番、原状回復対策ですが、例えばですが、両県合同検討委員会や技術部会など、様々な会議を設置しまして、こういったふうな形で原状回復するかという検討を重ねてきましたので、そこを(1)原状回復対策の検討で述べます。(2)では、平成15年8月に全量撤去を基本とするという原状回復方針が決定され、(3)実施計画の内容で、例えば、仮設浄化プラントや、仮設表面遮水シート、浸出水処理施設等々について施工しておりますので、その辺について述べていきたいと考えています。(4)一次撤去の開始につきましては、当時、一次撤去計画やマニュアルを策定しました。住民説明なども行いましたので、その辺の件を述べていきたいと考えております。続きまして(5)本格撤去の開始につきましては、平成19年以降の話になります。①本格撤去計画やマニュアルを策定し、その後、②本格撤去の開始が始まりました。その後、③実施計画を変更しております。その後、④ドラム缶入りコンクリート塊も発見されたこともし、⑤地山の確認も行っております。その後、⑥浸出水処理バイパス運転の件や、平成22年8月に行われました⑦廃棄物推計量の見直し、また、昨年ありました⑧廃コンデンサの発見や、⑨浸出水貯留池の水量の増加について述べていきたいと考えております。

その後、今日の協議事項にもありますが、5番、環境モニタリングについて、水質、有害大気汚染物質等々、いろいろ各種モニタリングを行っております。こういったことについて述べていきたいと考えています。

続きまして3ページでございます。

6番、責任追及でございます。こちらについては、原因者の方への責任追及や、排出事業者等への責任追及、自主撤去について触れていきたいと考えています。

7番、不適正処分の再発防止策については、以前ございました検証委員会について触れていきたいと考えています。

8番、住民対応については、田子町の住民、二戸市民を対象に各種説明会をこれまで実施してきました。そういったところを(1)住民説明会の所で述べます。また(2)風評被害があった場合の対策や、(3)環境学習、(4)交通安全対策を講じてまいりましたので、その辺の件を申し上げていきたいと考えています。

最後に9番、環境再生計画につきましては、自然再生、地域振興、情報発信の観点で説明していきたいと考えております。

続いて4ページ目でございます。

資料編につきましては、こういった資料があるのかということで、現在、いろいろ資料収集しております。

最初の1番、実施計画等につきましては、実施計画や、一次撤去、本格撤去計画書やマニュアル等、様々ございますので、これらをホームページの方に掲載していきたいと考えております。

2番、各種会議につきましては、こちらもお覧のとおり、各種いろいろ会議がございました。協議会については、(8)でございます。ここには各種会議で用いた会議資料や議事録などを載せていきたいと考えております。

続きまして3番、各種調査結果につきましては、初期の調査で得られた報告書について資料として載せていきたいと考えております。

4番、住民説明会につきましては、田子町や二戸市の住民を対象とした説明会を何回か開催しておりますので、その時に用いました説明会の資料や議事録を載せていきたいと考えております。

続きまして5番、モニタリング調査結果につきましては、各種のモニタリングの調査結果を資料として載せ、6番、責任追及の方についても同じように、これまで協議会の方にお出しした資料などを載せていきたいと考えています。

また7番、その他につきましては、これまでの契約業者の一覧表や、田子町の住民の方に配布しています現地事務所だよりや、パンフレットのほか、いろいろ各種写真もございますので、これらを載せていきたいと考えています。

5ページ目をご覧ください。

こういったふうな形で載せるのかというものをイメージしたものです。分かりやすいように廃コンデンサの発見という件で作ってみましたが、平成23年2月8日、選別工程でコンデンサが23個発見されたという所で、〔1〕がございます。ここをクリックしますと、下の方の注釈や、参考文献の紹介をします。そこをさらに、例えば〔2〕をクリックしますと、廃コンデンサの対策ということで、今年の2月に協議会の方に報告しました資料の方にページが飛ぶという形で、ホームページの方を構成していきたいと考えております。

最後6ページでございます。子ども版の方です。

子ども向けの方については、簡単になりますが、まず最初1番で廃棄物の処理、2番で捨てられた廃棄物の種類と量、3番で廃棄物が埋まっていることによる心配、4番で汚れの様子、5番で青森県が行っていること、6番で会社の責任と青森県の責任、7番で再び廃棄物が捨てられないようにするために、という形で掲載していきたいと考えております。

資料については、今、いろいろ作っているものをホームページの方に載せていきたいと考えています。

最後3番のDVDにつきましては、10メガバイトの制限がある関係上、ホー

ムページに載せられないので、これまでと同様貸し出ししていきたいと考えております。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

これ、子どもというのは、小学生を対象にされているんですか。

事務局： 小学校の高学年を対象に考えております。

古市会長： 高学年を対象に、そうですか。ある程度、その辺、イメージしていないと、レベルが。

事務局： そうです、高学年です。

古市会長： 分かりました。

いかがでしょうか。今日、ちょっと時間をかけてご議論いただきたい部分でもあるんですね。いかかでしょうか。お時間はまだ1時間半ほどございますので、是非、いろんなアイデアみたいなものを言っていただくといいなと思います。

では、宇藤さんお願いします。

宇藤委員： 資料6-1の1、自然再生の部分です。

県が管理していくこととしています、の所をもう少し詳しく教えてください。

古市会長： 苗木の部分ですか。ポット苗木ね。

事務局： 今年度、田子町さんの方から、苗木を県の方に無償で譲渡したいんだというお話がございました。これは以前から田子町さんが3年間をかけて地元の山から種を採取したり、苗を採ってきたりして、ポット化をする事業をこれまで続けてきております。その苗木を現場跡地の自然再生に使っていただきたいというお話が以前からございまして、それを県として平成24年度に現場跡地の自然再生に使うためにいただいて、植栽の時まで管理していくということにしております。

古市会長： いかがですか。

宇藤委員： 前にもお聞きしたような気がするんですが、県が管理する場所とかもお決まりですか。

事務局： まだ決定してはいませんが、田子町さんが苗木の管理を委託されている業者さんがいらっしゃいますので、できるのであれば同じ場所というのは、県としては検討しております。

古市会長： よろしいですか。ありがとうございます。
溝江さん、お願いします。

溝江委員： 同じく自然再生についてお尋ねしたいと思います。
試験植樹の次の段階のことについてですが、本格的植樹は、全量撤去後ということだと思いましたが、計画では平成 25 年度中に全量撤去を終えると、そういう、その 25 年度中に本格植樹がスタートするのか、あるいはその翌年度の 26 年度に入ってからの本格植樹なのか、県の今のところの予定についてお尋ねしたいと思います。

事務局： 今、現段階では、平成 25 年度に全量撤去の予定ですので、25 年度からではなくて、26 年度からというのを念頭においておりますが、これまでも申し上げていることですが、現場に浸透した雨水を水処理施設で引き続き処理していく必要があることが想定されますので、そのために水量をコントロールする必要があります。キャッピングによってコントロールしていくということになると思うので、そのキャッピングをどのぐらいはげるのか、全部はげるのか、はいでも水処理施設で処理可能な水量なのかどうかというのを踏まえて実施して参りたいと考えています。

古市会長： よろしいですか。植えちゃうと浸透量が変わってきますので、その辺の水処理施設との関係がまだ残っているということですね。

溝江委員： もう 1 つ。
地域振興と情報発信についてですが、まず地域振興については、現在、関係者と協議中で先行事例等も調査ということですが、県としては、本格的な実施のおおよその時期については、今のところ全く未定なのか、あるいは平成何年度あたりに着手しようと思っているのか。それは情報発信の方も同じですが、お尋ねしたいと思います。

古市会長： いかがでしょうか。

事務局： 地域振興についてですが、この環境再生計画に基づく県の地域振興についての考え方、立場というのは、県以外の実施主体による地域の振興という方針を持っています。この東急建設さんとお話している事業というのは、東急建設さんが事業主体になって現場跡地で事業化するという事業案を関係者の皆さんと今、協議しているところです。少なくとも実施、事業を実施するのかどうかという判断というのは、東急建設さんが最終的に判断することになります。しかも現場で、こういった事業ができるようになるのは、まず廃棄物が全量撤去される平成25年度ですので、平成26年度以降になるということが想定されます。

それから、情報発信につきましては、水処理施設を活用した展示というのは、昨年度から少しずつ展示物を展示していつているという状況ですので、水処理施設を活用した資料展示というのは、既に始めているという状況にあります。

それから、同じように環境再生計画の中にある、例えば事案継承案内板などについては、これは現場跡地に設置することになりますので、平成25年度の全量撤去後ということになると思います。

古市会長： よろしいですか。アーカイブはもう並行してやられているんでしょう。

事務局： これは出来次第、随時、公開していきたいと考えています。

古市会長： 福士委員、お願いします。

福士委員： 資料6-1の2枚目、イメージ図ですが、ちょっと確認したいことがあります。遮水壁、赤で書いてあります。それから、左下の4番の浸出水の貯留槽、これは残すんですね地下に、それが1つ。

それから、あと1つは、中央沢部と水色で水路を書いています。これは水路を築造するとか、そういうイメージじゃなくて、自然の沢のようにするというようなイメージでしょうか。その辺を教えてください。

古市会長： いかがでしょうか。

事務局： 今、これはイメージということで記載しております。このイメージの元になっているのは、廃棄物等が全量撤去された時点の現場の図面を活用して、このイメージを作っています。今、お話がございました遮水壁の取扱い、それから浸出水貯留槽の取扱い、それから中央沢部と言われる所につきましては、現在、

取扱い、まさにこれは実施計画の変更案に係ってくる部分でもございますので、この取扱いについては、現在まで検討中ということでございます。

古市会長： 今のところは未定ということですね。という意味でしょうね。地形的にこうなりますよと。進行等含めて、植樹も含めて、こういう配置になりますぐらいですね、多分ね。

ほかにいかがでしょうか。石井委員、お願いします。

石井委員： 2つあるんですが、まず1つ目、地域振興についてです。

現在、東急建設さんだけが県と協議をしているという状況かと思うんですが、なかなかこの事業化というのは難しい可能性もあって、例えば、東急建設さんが止めたと、ちょっと難しくなると、もう何もなくなってしまうということになりますので、やっぱり複数の案を常に考えておくというスタンスも大事なのかなという気もしますので、1つに頼らずにほかの検討もしていただきたいなというのが希望です。

じゃ、ほかのものをどういう、例えば、こういった事業に限らず、例えば地元の方でこういうバイオマス関連で実証試験をしたりだとか、技術開発をしたりだとか、そういう小さな事例でも構わないと思いますので、そういった地元から、遠くからやってくるということも大事なんですけど、地元から立ち上げていくというような、ちょっと県が協力してやっていく、最終的な事業主体というのは、そういったやりたいという民間の方になるんだとは思いますが、県と町さんが協力して他の可能性みたいなものも探っていく必要があるのではないかとというのが1つです。

2つ目は、資料6-2、情報発信と6-2に関係するんですが、細かいことはまた後で申し上げますが、1番ポイントだなと思ったのは、アーカイブをこうやって作っていくのはいいんですが、コンセプトの1番最後の行にある、廃棄物の適正処理や持続可能社会形成へのメッセージに繋げていくこととしますということで、何をこの事案から反省をして、何を残していくのかというような議論を、いつの段階かしっかりしておいて、しておかないと、例えば、事案継承案内板にどういった文言を書くのかとか、あるいは、確か、環境再生の議論の時には、世界に発信というキーワードもありましたよね。いろんな過去にいろいろ議論した経緯がありますので、何かその辺をちゃんと受け付けながらしっかりと僕自身も考えていきたいと思っていますので、そういうところがポイントではないかと、コメントということでさせていただきます。

古市会長： ありがとうございます。

2点、コメントと言わずにご意見聞きましょうかね。要するに地域振興の部分の代替案はどうなっていますかと。代替案の考え方はどうなりますかというのが1点目。

2点目が、再生計画を立てたわけなんです、これのフィロソフィーみたいなものはどうなっていますでしょうかという話でしょう。その辺の2点についてお聞かせいただけますか。

事務局： まず地域振興の代替案のお話でございますが、今、東急建設さんの提案のあった事業について協議、議論しておりますが、それ以前から、庁内、本県の庁内の中の県有地の扱いを検討する組織がございますし、それから環境再生計画そのものに地域振興の部分で再生可能エネルギー施設について触れています。そういったことから、関係部局、農林水産部局であるとか、エネルギーの関係の部局もございまして、そういった関係部局との協議ということではございませんが、情報収集の場、話し合いの場というのは、当初から継続してきております。

ですので、代替案があるのかどうかということに関しては、現時点ではあるということではございませんけども、再生可能エネルギー施設についての庁内での議論等は続けているという状況にあります。

古市会長： 要するに地域振興のお話はそれでいいんですが、全般的な、どういう方向でもっていくのか。特に情報発信の部分ですよ。情報発信するということは、今への知見を後世に伝える、または日本全国、場合によっては世界に発信するということですから、基本的な考え方はどうでしたでしょうかということなんです。これは誰にお聞きしたらいいんですかね。

この辺は、今後、引き続きワーキングみたいなもので検討されていくんですかね。その辺、どうなっていますか。そんな簡単にパッといくんじゃないし、やはりブラッシュアップしながら良いものを作っていられるんだろうと思うんです。だからそのためのワーキングみたいなものが必要というのがあるんですが、対策室の方で。

北沢室長： このアーカイブを作るに当たって、どういう形で作っていくのか。今回、目次といいますか、どういうものをピックアップするのかということを検討する際にも、そういう検討もして参りましたし、今後、これを具体的にどうやって載せていくのか。あるいはコンセプトをどういう形で、今、おっしゃったようなことを踏まえてブラッシュアップしていくのかということもワーキングの、うちの室の中のワーキングですね。それぞれの担当から1、2名ずつワーキン

グループに参加させてやっておりますが、そういった中で今後検討して参りたいと思います。

基本的な考え方としては、勿論、今までご議論いただいた中でいろんな意見をいただいているわけですから、そういうものを勿論メインに据えてということで、当然、考えてはいきたいと思えます。

古市会長：　そうですか。要するに自然再生の方は具体的なイメージが湧きますし、進められているということなんですよ。

地域振興と情報発信というのが、まだはっきり決まっていなくて、今回、少しご紹介いただいたということです。

多分、検討しますということと、こういう形で具体的に進めていきますということの間にはかなりギャップがあるんですよ。ということで、その辺はちょっと確認したいと思ったし、多分、石井委員もその辺が気になった、皆さんも気になっているんだろうと思うんです。ですから、やはり具体的にどうするという話なんですよ。

ですから、地域振興の方も県の中でいろいろ連絡会議、経済部局だとか、農林部局だとか、いろんな所と、建設部局もそうでしょうし、そういう所でも同じように再生に係る部分。例えば、バイオマスでしたら、それを使ったような部分というのは、建設も農林も環境も全部関係しますよね。やはりその辺で調整していかなきゃいけないということですよ。じゃ、それが具体的に情報を検討するための形と、それを具体的な計画に盛り込んでいくという、県全体の構想計画なのかどうか分かりませんが、そういうような具体的なステップが見えないと、どうなのかな？というふうに思うわけです。その辺が、今日はちょっと知事をお願いしたのは、そういう意味なんですよ。だから「分かりました」って言っているから、ご検討いただけるんだろうというふうに私は前向きに理解しております。そこなんです。

ですから、是非、横断的な所のそういう議論する、具体化するという所を知事の下でさらに進めていただきたいと思えます。

それから、情報発信の方、これは今、かなり形ができていますので、ワーキング等、今、北沢さんにおっしゃっていただいたので具体的に進めておられるということですので、これはそのワーキングの中で更にブラッシュアップしていただけるというふうに思えます。

ということで、一歩ずつ確実に進めていただきたいなということをお願いしたいと思います。

宇藤さん、どうぞ。

宇藤委員： 先ほども自然再生の所で植樹する苗の管理についてはよく分かりましたが、苗だけではちょっと心配な部分がございます。それは、あそこは岩山なので土作りというか、元になる部分も一緒に検討していただけないかと思っておりました。

実は、造園の仕事をしている方が、「あそこに木、本当に育つのかな？」ということを行った方がございました。やはり苗だけあっても、その土というか、土台がないと、何か植樹する部分は一杯とっていただいたんですが、その辺はいかがでしょうか。

古市会長： その辺は、原さんの方で、今まで土壌との関係みたいなものは試験されたりしていますね、ちょっと補足説明をお願いします。

事務局： 今、現場跡地の植樹の計画がありますが、現場の跡地は、確かに表土も撤去されている部分があるので残った地盤というのは、非常に以前の調査の結果にある貧栄養な土壌だという土質であることが分かっています。

ただ、客土をするのかどうかという部分については、基本的には客土はしないという方針です。ですので、その現場の土壌を使って苗が生育できるかどうかということについて、今、試験植樹とモニタリングを実施しています。モニタリングの結果というのは、皆様にもご報告して参りましたが、生育しているものも多数あります。生育していない、枯死したのもありますが、そういった中で試験植樹の場所というのも、これまで2回、3回やっていますが、場所によって土質が違うんですね。ですので、植樹に適した土質、適さない土質というのが最終的に分かれてくるのであれば、現場内の全量撤去した現場跡地の土質によって植えられるゾーン、植えられないゾーンというゾーニングをする必要もあるのかもしれませんが、基本的には、客土しないという方針で今、試験植樹をしているという状況です。

古市会長： いかがでしょうか。

宇藤委員： 田子町の会議の時に聞いたのは、何年もかかってできた木の葉とかそういうのが何年もかかってできた山に植えるのと、今、試験植樹でちょっと植えるのとでは、全然違うのではないかという、私はそういう専門家でないのでよく分かりませんが、やっぱり土ができるというのは、本当に何年というか、何百年というか、そういう年数があるんだからと聞いたものですから、土のことについても、ただ岩の上を掘ってとか、それだけでは何か木が育たないのではないかという思いからの意見です。

古市会長： ありがとうございます。その辺は配慮しながら実験を続けていかれるわけですね。客土なしでどれだけ育つかということは、ある程度検証されるわけですね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。福士委員、お願いします。

福士委員： アーカイブの方なのですが、このアーカイブ、全てできたら大変立派なものになるとは思っております、今日見てびっくりしたんですが。ただ、ちょっと2つほど是非追加を検討していただきたいということがあって、1つは2ページですが、2ページの4番の原状回復の所、こういう形にはなろうかと思いますが、1つは、廃棄物を運んで処理して処分までというようなことも、どこかに必ず入れていただきたい。これは、県の立場とすれば、業務して金払っちゃえば終わりという、そういう言い方はよくないんですが、だろうとは思いますが、一生懸命事情をいろいろ勘案して引き受けた業者さんもいるし、そういったところで、そこは簡単でもいいから絶対に入れていただきたいと思います。

それからあと1つ、これは議論があるかと思いますが、4ページ、資料編の方で多分大丈夫だと思いますが、その他の所でもどこでもよろしいんですが、1つ、いわゆる学術的な研究の資料みたいなもの全部やるのは無理にしても、代表例だけでもいいからやらないと、一部、学術的な批判に耐えるようなものというような意味もいるんじゃないかと。例えば、北大さんも持っているし、私共も沢山あるし、水道企業団だって、独自にいろいろ心配してやったのもあるしということで、それが載っていると違うんじゃないかということで、是非、検討してください。

事務局： はい、提供していただけるのであれば、対応いたします。

古市会長： 後半の方は、どこかで学会だとかで発表した論文等、そういうものもこれの関係資料として載せられたいかがでしょうかという意味ですから、できるだけうちの北大の方も提供するようにいたします。

それから前半の方の、福士先生、水処理施設プロセスの何をするとおっしゃったんですって？2ページの所。

福士委員： 廃棄物の撤去というのに入るとは思いますが、現場から運ぶお話とか、それから例えば青森のRERに行って、どういうふう処理したとか。RER、実はその処理したものをどうやって活用しているか、していないかとか、そういったあたり。八戸セメントが受け入れたとか、そういったあたりまでざっとでい

いから、業務委託した先も、やはりトータルとしてやっているわけですから。

古市会長： なるほど。撤去した廃棄物の流れ。最終的な、どういうふうに流れていくかという。

福士委員： 処理とか、そういう所が大事だと思うんですね。

古市会長： 処理して返還して行って再利用される物はされているとか。そういうのも大事だと思いますね。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

大体、ご意見出たと思います。これについては、逐一、ご報告いただいて、より良いものにブラッシュアップしていけたらと思います。

この協議会は、いろんな情報が1番集まってくる場なんですけど、ここ、ビデオが入っていますよね、テレビカメラ。これのビデオはどういうふうにされるんですか。これは貸し出されるんですか、それとももう、1回流したり終わりなんですか。

北沢室長： 入っておられるのは田子町の方のケーブルテレビさんが入っておられるわけですが、基本的に協議会の中身については、議事録という形で落としたものをアーカイブには全て載せるつもりではおります。

古市会長： そうですか。ビデオというのは、情報化時代では非常にホットな雰囲気が伝わりますので、折角あるのであれば、それが著作権とか何か、そういうものに抵触しないのであれば、また見たいよとか。NHKの場合なんかありますよね。見れますよね。

北沢室長： 現場の状況について、これまでの記録をずっと撮ってきてまして、毎年、現場の撤去の状況ですかと、あるいは四季の変化ですとか、毎年、毎年、現場の中身を記録した映像というのは撮っていますので、そういうものもアーカイブの中には含めたいとは考えています。ただ、さっき言ったように、映像についてはちょっと容量、1つのファイルの容量がございます。

古市会長： いやいや、ビデオについては貸し出します、と書いてあったので。

北沢室長： 貸し出しですね。

古市会長： だから、これはホームページには無理、とてもね。

北沢室長： ということで、一応、貸し出しということの条件でアーカイブの中に、「こういうものがあります」という形で載せて、いずれにしても活用できるような形にはしたいと思っています。

古市会長： そうですか。うちの研究室では、必ず学生にこういうのを見せて、最初の頃、その背景とかそういうもの、1番、映像で見の方が分かりやすいんですよ。報告書を読んでもいいんですが、結構、大変なので。できるだけ早く、パッと雰囲気伝わってくるということですので、よろしくお願いします。

そうしましたら、以上で報告事項は終わりました。次、協議事項に移りたいと思います。

そうしたら、次は資料7-1、7-2、続けて、平成23年環境モニタリング等調査結果と24年度に向けた計画ですね。これについてご説明、よろしくお願いします。

事務局： それでは、資料7-1をご覧ください。

平成23年の環境モニタリング等調査結果についてご報告いたします。

1の水質モニタリングですが、現場内の一部の地点におきまして、下の表に概要を示しておりますが、遮水壁内の地下水においてベンゼン1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー及びほう素が環境基準を超える値で検出されておりますが、周辺環境からは環境基準を超える値は検出されませんでした。

別添で厚い資料がございますが、こちらをご覧ください。

2ページから24ページぐらいまで詳細な調査結果を掲載しております。時々黄色になっている所がございますが、それらが環境基準を超えている値になります。

27ページをご覧ください。

こちらが周辺部におけるモニタリングの位置図になりまして、次のページの28ページに遮水壁内のモニタリング位置図を示してあります。

まためくっていただきまして、31ページに経年グラフを載せてあります。こちらは、これまでに環境基準を超えたことのある項目等について載せてあります。

まずア-8についてですが、ア-8は現場の西側の南側の井戸になります。1番左の上の砒素は過去に環境基準を超えたことがありますが、今は超えていません。日付の赤い四角の分が今回の報告対象であります。ほう素は少しですが、ベンゼン、1,4-ジオキサンについては、環境基準を超えております。

下の4つのグラフがア-37から39です。これは、今年度から調査を開始しました現場の下流側の遮水壁の内側の末端にある揚水井戸になります。ア-39を示す赤い線のグラフですが、こちらが比較的高濃度で各項目検出されております。

次のページをご覧ください。

こちらは、ア-25から29のグラフになります。これらは県境部の井戸になります。上4つの1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ベンゼン、テトラクロロエチレンの項目につきましては、過去に環境基準を超えたことがあります。現在はこのように下回っております。

下の1,4-ジオキサンと塩化ビニルモノマーは、環境基準を超えております。赤い線のア-29、薄い水色のア-25-2、薄い紫の色で右端が少し上がっているのがア-27で、これらの3か所で超えております。塩化ビニルモノマーにつきましては、ア-29のみになっております。

ア-29や27というのは、先ほど、資料2、地山確認をした場所でございます。今年度の夏頃から掘削を行っております。そちらの影響もあると思われれます。

右側に地下水位と電気伝導率のグラフを示しておりますが、電気伝導率を見ていただきますと、ア-29は紫色になりますが、秋頃から急に上昇が見られております。

水質モニタリングについては以上になります。

引き続きまして、有害大気汚染物質です。これは現場の敷地境界で年4回ほど行っている調査ですが、廃棄物の掘削や選別作業に伴って発生するベンゼン等が周辺に拡散していないかを確認しております。ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンのいずれも準用している環境基準を下回っております。

次のページは、大気汚染物質のグラフになります。こちらは、30ページのA-2、上郷公民館の所で行っております。これは、廃棄物の運搬車両の排ガスによる大気環境への影響を把握するために行っているものですが、こちらもいずれの項目も環境基準を下回っております。

次のページが騒音モニタリングのグラフになります。騒音振動の調査も先ほどの上郷公民館と田子地区において調査しておりますが、これは廃棄物の運搬車両など、大型車両の交通量が増加することによる沿道の生活環境への影響を把握するための調査になります。グラフは騒音だけのものになりますが、緑色が県境の運搬車両でございます。騒音が赤いグラフになります。県境のトラックの台数の変動はありますが、騒音の方には大きな変化は見られておりません。騒音も振動も参考としている基準値や規制値を下回っております。

37 ページからは浸出水処理施設のモニタリングの調査結果になります。43 ページをご覧ください。主な項目のグラフを載せてあります。

薄い水色のものが浸出水で、水色が原水、ピンクが放流水になっております。浸出水は、いずれの項目も高濃度のものが流入してくることもございますが、放流水においては、いずれの項目においても、このように計画処理水質を下回っております。

浸出水処理施設については、その他の報告事項としましては、また1枚ものの資料の7-1に戻っていただきまして、裏のページになります。

5の浸出水処理施設モニタリングの所ですが、その他の報告事項としましては、以前に報告済みですが、平成23年の運転について、平成22年の12月15日からバイパス運転を止めて高度処理運転を再開しておりますが、23年の2月21日からバイパス運転に切り替えております。それから現在もずっとバイパス運転をしている状況です。

また、これも前回の協議会で報告しておりますが、浸出水の貯留量が増加したことによって、水処理施設内に砂ろ過設備を設置いたしました。10月11日から稼動しておりましたが、現在は貯留量が減少してきたので休止しております。

詳細を申し上げますと、1月24日から冬場の浸出水量も少ないということもありまして、砂ろ過は休止しております。心配いただいた貯留量も大分落ち着きまして、2月にはもう3,000 m³を切りまして、今も3,000 m³ぐらいとなっております。春の雪解けの影響を考慮し、処理施設は現在、処理量200 m³で稼動しております。

以上が平成23年のモニタリング結果になります。

引き続きまして、資料7-2をご覧ください。

こちらが、平成24年度環境モニタリング計画（案）になります。

1の水質モニタリング計画（案）ですが、平成24年度水質モニタリング計画（案）につきまして、調査地点につきましては、今年度と同様になります。

調査回数及び調査項目につきましては、めくっていただくと次に表が付いてあります。見難くて申し訳ありませんが、赤字が23年度と変更した部分になります。

どこを変えたといえますと、(2)で説明いたします。

平成23年度計画との変更点は、平成23年度のモニタリングにおいて、新たに環境基準超過が確認された地点において監視強化のため、当該項目の測定回数を年4回から年6回とすることとします。

また、汚染状況の把握の参考とするため、pH、塩化物イオン、電気伝導率についても併せて年6回測定したいと思います。

下の表に変更したものをまとめてありますが、既にア-27、29では、電気伝導率は常時観測しております、ア-29では、pH、塩化物イオンはもう既に6回実施しております。

次のページをお願いいたします。

有害大気汚染物質と3の大気汚染物質、4の騒音振動モニタリング計画ですが、これらにつきましては、今年度と同様の内容で同様の回数で調査したいと考えております。

以上でモニタリング計画（案）について説明を終わります。

古市会長： ありがとうございます。

そうしたら、最初に23年の調査結果について、何かご質問とかコメント、ございますでしょうか。

石井委員、お願いします。

石井委員： この厚い資料の32ページ目になると思います。32ページ目の左下の1,4-ジオキサンの濃度の推移、ア-29については、周辺の廃棄物の撤去、隣の33ページの電気伝導率と併せて急激に上がっていますという説明をいただいたんですが、ア-25-2の下の水色も一緒に上昇傾向にあるんですが、ここは確か、この後の議論になるかと思うんですが、28ページですか、丁度、県境にあって、この辺は、基本的に青森県さんは何も作業はされていないというふうに僕は認識しているんですが、この辺が上昇している理由というのは、何か把握されていることがあったら教えていただきたいと思います。

古市会長： いかがでしょうか。県境部での1,4-ジオキサンの濃度が上がってきていますよね。その辺の状況について、少し、補足説明をお願いします。

事務局： 石井先生の言うとおり、いろんな今後の議論に絡む部分でございますが、後でご報告いたしますが、ア-25-2に関しましては、青森県側も岩手県側も撤去が終わっているということがございまして、廃棄物そのものの動きがない部分ではございます。

具体的な影響が何かという部分につきましては、今後の調査という形になりますが、今後、後で述べますような形でボーリング調査をした上で水の流れ等を把握しながらやっていきたいと思っていました。

古市会長： これは調査しないと分からないとは思うんですね。増加してきているというところが問題、ずっと高いというのではなしに、増加しているという。あとの

所でしたか、どこかに書いてあったような気がしたんですが。岩手県の方で廃棄物の掘り返しを、あるかどうか調査されたんでしょう。そういう、この時期にされたという。要するに何か常と違うことを何かやった、やらないとあがってこないですよ、原因としては。

事務局： このグラフは、12月までのグラフでございまして、あとで報告しますが、12月の調査の後に岩手県で県境の上の方に廃棄物が残っていないか、試掘された経緯がございまして。その際には、電気伝導率が上昇して、2月の1,4-ジオキサンの調査結果も若干増加した傾向になっております。そういう状況がございまして、次の中で再度いろいろお話していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

古市会長： ということで、次の議題で詳しく議論しましょうということですね。榎本委員、お願いします。

榎本委員： 途中で退席するものですから、お願いの方を1つ言ってよろしいでしょうか。24年度のモニタリングの計画ですが、2枚目の方に地点別の計画表があるんですが、これで24年度の水質モニタリング計画表の案の所で、赤字が昨年度からの変更という表なんです。これの周辺のナンバーの15、境沢の末端と書いていますか。実はここのジオキサンなんです、ここ1回になっているんですよ。できればここの所、4回レベルまで本当はあげていただければ、と思います。それ以外のものは殆ど1回なんです、可能であれば頻度を上げていただければありがたいと思います。

古市会長： 周辺のナンバー15？

榎本委員： アー12という所です。

古市会長： アー12ね。

榎本委員： これが丁度、熊原川に入ってくる所になります。ここは1回になっているのでジオキサン、4回ぐらいにいただければありがたいと思っています。

古市会長： その辺、いかがでしょうか。

事務局： アー12の上流側でアー20と21という地点がありまして、ページ27ページに

なります。そちらでおさえているという意味もありまして、ア-12の回数は少ないんですが、ご要望があるのであれば、室内で相談します。

榎本委員： 前にも言っていましたが、ジオキサンがこれからの水処理の評価の1つのポイントになるんじゃないかなというふうな思いがしているものですから。

上と下をやっていますが、熊原に入る前の丁度下流側ですから、この沢がやっぱり出ているものですから、できたらお願いできればという思いです。

事務局： 室内で検討して、前向きに検討させていただきます。

古市会長： 回数等も含めてご検討ください。

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

まず結果の方はよろしいですか、23年の方、いかがですか。

福土委員、どうですか。いかがですか。これだけでよろしいですか。そうですか。

ア-39とか、37、38とか、この辺のジオキサンとか、ああいうのが増えてきているのは何ですかね。ベンゼンとかほう素、ジオキサン、グッと上がってきていますよね。今まではあまりなかった、今回で出たんですよ、かなり。やっぱり掘り返しているいろいろやってきたのですか。

事務局： ア-37から39は、現場の末端下流部にあり、遮水壁の内側に溜まる地下水を汲み上げて浸出水処理へ送っている所ですが、急に上がったということではなく、調査を今回から始めたためによるものです。

古市会長： そうですね。そうすると、かなり、どこから来たかは別にして、かなりのポテンシャルとしてはあるということですよ、汚染の。どうぞ、福土委員、お願いします。

福土委員： 今のところなんです、31ページの下にベンゼンがありますね。ア-37、39、特に赤の39のベンゼンは、大体マックスで0.04ぐらいですよ。それを上のア-8、これは昔からある堰堤の下だということなんです。数値的には大体ベンゼンは似たようなものなんです。だから、この付近としては、ベンゼンは前からあるような値。ところが、1,4-ジオキサンは、揚水井戸を見るとア-39が2.5ぐらいありますよね。そのア-8と比較すると、2.5というのは物凄い値なんです。ですから、これは従来あるような水というのではなくて、

別なことを考えなきゃ何かおかしいんですね。うちの現場の中に急に掘ってジオキサンがあるんだったら、こうはならないと思うんですね。そこがちょっと怪しいというのが。今、解釈に困っているんですけど。次の話になるかもしれませんが。

古市会長：　ということは、外部から流れてきている可能性があるという懸念があるということですね。それは言えますよね。ここは測り出してよかったと思って、やっぱりこれはしっかりおさえておかないと。

よろしいですか。そのぐらいの問題提起ということで、次でしっかり議論するということです。では、23年はこれでいいし、24年度の計画もこれによろしいでしょうか。今まで4回のを6回に、必要なものですね。要するに濃度が上がってきたものについては、しっかり測りましょうという方針でやられるということですね。

では、これはこういうことで了承ということでよろしいですね。ありがとうございました。

そうしたら次の協議事項として、2番目の県境部地下水実態調査、これにつきまして事務局よりご説明、よろしくお願いします。

事務局　：　それでは、資料8に基づきまして県境部地下水実態調査の関係を説明させていただきます。

水質の調査状況でございます。前回の協議会でもご報告いたしましたが、県境北部の鋼矢板のない領域につきまして、青森県側の井戸及び湧水から1,4-ジオキサンが環境基準を超えて検出されておりました。

昨年の12月から2月の水質モニタリングにおきましても、同様の状況でございます。モニタリング結果につきましては、次の別紙の1に載せております。12月7日のア-25-2のデータ、これが0.38ということで、先ほど申しましたデータの1番最後のもの。それから2月1日のデータになりますが、2月1日で0.39ということで、石井先生からご指摘があったとおり、漸増傾向にある状況でございます。

戻っていただきまして、12月につきまして、隣の岩手県で隣接のA地区の一部の防水シートを剥ぎまして、廃棄物の有無について試掘調査をしたという経緯がございます。この試掘調査をした時期にア-25-2の電気伝導率が上昇傾向となりました。これにつきましては、別紙2に載せております。下のグラフをご覧ください。下の方は電気伝導率になります。12月7日に採水時に水が入れ替わりまして、1回、電気伝導率が下がった後に12月12日以降、電気伝導率が漸増傾向になっておりまして、これは2月以降も続いております。2月以

降は、これよりも上がり方が鈍くなっております。

このような状況がございましたので、A地区での岩手県のA地区での作業が本県側の地下水に影響を与えている可能性があるということが考えられます。

それから、両県の協議の状況についてご報告いたします。

県境地下水調査の実施につきましては、これまで継続的に両県で協議を進めてきたところですが、前回の協議会での意見を踏まえ、課題と対応につきまして改めて整理した上、県境部地下水実態調査の実施につきまして、2月2日に岩手県に文書要請したところ、岩手県から回答がございました。

内容につきましては、岩手県側でも調査の必要性については認識しているということがございましたが、青森県側のエリアにつきましても、このア-25-2に影響を与える原因がないのか、調査を行う必要があるのではないかという見解が示されたところでございます。

従いまして、これまでの両県の協議の結果を踏まえまして、汚染の確認された井戸の周囲において、両県で平成24年度早々に県境部地下水実態調査につきまして実施するという事にしまして、1,4-ジオキサンに係る地下水の汚染状況をモニタリングすることとしました。

今後、調査結果につきましては、協議会に報告するとともに、両県で必要な対策を検討していきます。

1番最後のページを見ていただきたいんですが、県境部の地下水の状況につきまして概要を申し上げます。

これまで検出されていたのが、赤丸で示している部分、ア-25-2、それからア-25-2の湧き水という形での部分で、この部分が2か所。それからそのちょっと右下の方になります、H15-1という所で、1,4-ジオキサンが環境基準を超過しております。

ここの部分につきましては、岩手県側が高台、青森県側が低いという地形にございまして、この汚染井戸を挟むような形でボーリングをして、地下水の実態調査をしたいということで考えております。

モニタリング項目につきましては、地下水位と水温、それからジオキサンと関連項目ということで、pH、塩素イオン、電気伝導率の一斉測定を行うということで考えております。

それから、ボーリングのほかに岩手県の要望も踏まえまして、廃棄物が残っていないかどうかということで、汚染井戸の周辺で廃棄物が存在していないか試掘調査をするということを考えております。

ちょっと戻っていただきたいんですが、先ほど、石井先生から「何か考えられないんですか」という話がございましたが、調査を始めて平成22年2月3日から調査を始めまして、一時期下がったことはあるんですが、その後、漸増傾

向にあります。この部分につきましては、岩手県も青森県もこのエリアについては、廃棄物の撤去が終わっていること。それから、岩手県が試掘した所、上部の方には廃棄物が残っていなかったということがございまして、廃棄物ではなくて、廃棄物を撤去した後の土壌の中にジオキサンに汚染された地下水が残存している可能性がございます。汚染の残存している中で比較的濃度が高いのが、どういう形で流れていくのか、今後の調査で地下水の勾配等を見ながら確認していきたいと考えております。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

県境部での、特にジオキサン、青森側の観測井戸でジオキサンの濃度が漸増してきているということで、両県で協力しながら調査をしましょうということで、その依頼とその回答が付けられております。

これに関しまして、いろいろご質問等、あると思いますので、どうぞどなたからでも結構ですので、どうぞご質問ください。

石井委員、どうぞ。

石井委員： まず、前提条件みたいな確認なんですけど、文書で質問をして、従来からそうなんですけど、岩手県さんも一応、その文面を見ると岩手県だけじゃなくて青森県さんの分ももう原因がないかどうか確かめてくださいねとは言ってはいるんですけど、一応は協力してこの調査を一緒にやりましょうと。ここの地下水汚染が、もし、どっちが汚染源かは別として、両県に跨ってここに汚染があるということは、ある程度事実ですから、両県が協力して地下水汚染に対して、何らかの調査、必要ならば必要な対策をとっていくんだというふうに、岩手県さんもそう思っただけしているということで、それはよろしいですか。

事務局： 何回も協議して話していますので、そういう認識でよろしいかと思います。

石井委員： 今回、岩手県側に星が3つありますが、これは、例えば、青森県側で提案した星印で、これで岩手県さんは、「よし、ここでとりあえずやってみよう」ということをご了解を得られた場所だと認識してよろしいんですか。

事務局： 実際の施工では、地形等がございまして多少ずれる可能性はございます。岩手県の協議会では、そういう経緯がございまして、概ねゾーンとして丸枠で示した形になっていますが、協議の中では、概ね3地点、青森県はこの下の2地点ということで話が整った状況でございます。

石井委員： 分かりました。できれば、青森県側が2か所ありますので、この周辺も含めた、やる時は一斉に地下水を測るだとか、一斉で採取をするだとかと、できるだけ比較のできるといいますか、流れが分かるような形でやっていただければというのが要望です。

それから、これはまだ、ここの話じゃないんですが、将来的にこういうのもありますよということで、確か、イー24がありますよね、岩手県側に。ここもかなり濃度が濃かったと認識しているんですが、間違いないですよ。

事務局： 赤丸にしておりました。

石井委員： 2mg/Lとか確か出ていましたよね。ですから、こういった、まだ濃い所が県境付近にもありますし、ア-29も青森県側にあつて、これは青森県側が掘った所、掘れば上がってくるということで、必ずしも岩手県側だけが原因ではないということです、何とも言いませんが、やはりこちらの方の鋼矢板のあたりも県境付近には、まだ、そういったものが残っていますよということの再認識と、あとは、岩手県側の、これも前から言っていますが、イー1ですね。ここも環境基準を超えてあると。これはもうまさしくシュッと上の方に、青森県側に入ってくるのと、先ほど榎本委員からご指摘があったように、あっちの方に行きますので、こういった所も引き続きモニタリングを要する。今回調査するのは、ああいう所だけなんですけども、イー1だとか、イー24とかもありますよということも忘れないでいてくださいね、というのが私の意見です。よろしく願いいたします。

古市会長： ありがとうございます。

1番最後の別紙5でこういう所を新たに調査されるんですが、これ、場所は決まったけども、具体的にいつの時期にどういうタイミングでどういう方法でというのは、まだ決めていないんですか。

事務局： 新年度、できるだけ早いうちに行いたいということで、中で調整していきます。

古市会長： そうですか。

それともう1つ、当面の対応策というので、別紙3の2ページ目なんですけど、2の当面の対応策（案）で、調査方法については、専門家の助言を得て年度内を目途に決定するとなっているんですが、年度内というのはいつ？23年度？24

年度？

事務局：今年度です。この実態調査案でほぼ確定という形で認識していただければと思います。

古市会長：じゃ、今日のこの案で別紙5等を踏まえて、これでやってくださいということなんですよね。じゃ、協議事項ですから、何かこういうふうにやってください。今、石井委員の方からも少しコメントがございましたように、何かもっとこの機会にやってくださいということでアドバイスなりコメント、ございませんか。もう今日が、そういう意味では今、年度末ですから。

例えば、岩手県から貴県の要因による影響も考慮いただきたいといわれているア-25-2ですが、これの確認はどういうふうにされるわけですか。

事務局：ア-25-2の脇のボーリングでまず、その下に残っていないか確認すると、あと、ここの場所が丁度急斜面になっていて、重機等が入れない形になりますので、人力等によって土の状況を確認することになるかと思います。

平成12年当時の写真では、ここの場所は、全然木が生えていない状態でした。丁度、削った直後の状態でございます。地層が綺麗に見える状態の写真がございましたので、その部分については、もう廃棄物がないだろうと、こちらの方では認識しています。それ以外の部分にもないのかどうか、この状況をダブルスコップなりで確認しながら見ていきたいと思っています。

古市会長：これは元々廃棄物の保存状況を見た時、A地域というか、岩手県側に廃棄物がこの辺は埋まっていたわけですね。要するに高い山みたいな所で。青森県側の方は、殆ど廃棄物は無かったという認識なんですね。

事務局：地層が綺麗に写ってましたので、青森県側の法の部分については、廃棄物そのものは何もない状態でした。

古市会長：そうですね。ある程度、懸念があるという疑う限り、身は綺麗にして臨まないといけませんので、しっかりその辺だけは抑えておくようにされた方が、私はいいと思います。

ほかにいかがでしょうか。富士委員、お願いします。

富士委員：検討する上で確認をしたいことがあります。

岩手の方でこの間試掘した場所というのは、この別紙5でいうと、本当にど

こなんですか。ちょっと地図が細かいので。

事務局 : イー13Aとアー25-2の間の付近になります。現場に行くと、丁度、選別ヤードの1番端の部分の棟のラインが伸びていくような形になります。

福士委員 : 丁度、県境の岩手の真ん中

事務局 : 丁度、結んだあたりです。ここの所でトレンチ掘りをして、廃棄物が残っていないということを確認したということです。

福士委員 : 深さはどのぐらい掘ったんですか。

事務局 : バックホーが届く範囲で。

福士委員 : バックホーですか。

それからあと1つですが、うちの方の下の、さっき問題になったアー39、揚水井戸、これはちょっと私、協議会を休んだこともあって分からなくて、揚水しているんですか、ある深さから。

事務局 : アー39付近は揚水している井戸が3本ございまして、その中の1番北側の井戸です。このアー39が揚水井戸3本の中で水量が多い所でございまして、全体の、日当たり30m³ぐらいずつ出ているということで、1番水量が多い所、メインの沢ではないかと恐らく見えています。

福士委員 : 何か上の方から繋がっているかどうかですよね、地下で。

古市会長 : 今、おっしゃっているのは、揚水したという、ボーリングの井戸のストレーナーは大体全部切っているんだろうと思うんです。

事務局 : モニタリングする前の段階でお話しているかと思いますが、井戸の深さが20mでございまして。概ね全面といいますか、凝灰角礫岩の上から全部水が採れるような形にしております。

古市会長 : ほかにいかがでしょうか。

いかがですかね。石井委員、お願いします。

石井委員： 確認です。当然、こういうことはされるんだろうということで、今回、新しく星印で5本調査しますので、この辺、従来からボーリング工があまり少なくて、地形、地質といえますか、基盤の傾きだとか、地質構造とか、あまりよく分かっていなかったところが随分あったので、当然、そういう柱状図を作られて、この辺に断面を作るといような作業も是非ともお願いしたいと思っておりますが、それはやっていただけますか。

事務局： はい、そういう形でやりたいと思っていました。

古市会長： この辺の、一応のシミュレーションとしては、地下水の流れみたいなものは出しているわけですね。だから、その辺の精度を上げるためには、やはり地質構造と地下水の賦存状況、これをしっかり押さえていないとシミュレーションと併せられないから。いずれにしても、こちらの方にかなり流れてくることだけは間違いない、ですよ、地下水はね。

ほかにいかがですか。ございませんか。まだ時間がございますが。

この辺、急いである程度の方針を出さないと、先ほどの当面の対策の所で汚染が確認された場合は、汚染拡散防止策を速やかに講じるというふうになっていきますよね。だからこの辺が決まらないと思うんです。今は青森だけのお話をしていますが、同じように、もしかしたらそちらの方に汚染源があるというふうなことになるれば、岩手県の方もそれなりの対策を講じないといけなから、特措法の実施計画に反映しなきゃいけないんですよ。お互いにこれは急いでやらなきゃいけないお話だろうと思うんです。だから、できるだけタイミングを外さないように、ちょっと大変でしょうけども、密に連絡を取っていただければと思います。

それから、これはどうなんですかね。水質の質の話は、有害物質の質の話はいいんですが、量の方はどうされるんですか。やっぱりこれ、流れてきますよね。終わっても流れてきますよね。量の方はどう考えておられるんでしょうかね。方針だけで、別に流れてくるのは分かっているので、それをどういうふうにするのかという大きな方針はどうお考えかという話。

北沢室長： この事業を始める当初に、国の方とも相談しながら、こういう枠組みできたという経緯もございますので、うちの方の水処理の能力に対処しきれないというような状況があれば別ですけど、本来であればここに流れてこないことが望ましいとは思いますが、量的な問題については、今までの経緯に鑑みて、うちで対処できる範囲であれば様子をみたいと思います。

古市会長： 今回も大雨が一杯あって苦勞されていますよね。だから量の方の問題も大変ですから、その過渡期みたいなものもありますし。

だから、その辺も少し並行して考えておかれた方がいいと思いますね。

以上で大体よろしいですかね。

最後にこれだけは申し上げたいというようなこと、ございますか。もうよろしいですか。最後に何か、これは言いたいということ、小田委員、お願いします。

小田委員： 言いたいことではないんですが、本当に皆さんご苦勞なさって、それぞれ岩手県側との協議をしながら、また更に水の方の汚染水の方の防止にも努めてくださっているということ、私は感謝したいと思いますし、これからも是非連携を深めて、そしてこれをきちんと拡散防止に向けていただきたいと思います。

ただ、先ほど、これから 10 年間延長されるというお話をされていましたが、その範囲でこれがきちんと、汚染がちゃんと解消されるのかどうか、そこから更にまた、これが引き続くということについて大丈夫なのかと、今までのお話を聞きながら、ちょっとそれが心配でもありました。

以上です。

いろいろ本当に皆様、お疲れ様です。ありがとうございます。

古市会長： ありがとうございます。

小保内委員、いかがでしょうか。

小保内委員： やはり地下水の問題については、大変重要な問題だと思っております。いずれ県境の所の問題をクリアして、どちらに流れるかということもありますが、いずれそこを解決しなければ、やはりこれからの再生の所も難しいのかなと思っております。いずれ、水は本当、地下水で流れているんですが、水のない地域でありまして、これから環境再生になると、いろいろその問題も考慮しなければならぬということが出てきます。

それから、岩手県側も遅ればせながら環境再生について勉強させていただきたいと思いますし、議会の方も 7 月に再選がありまして、委員会の方も全員で立ち上げてあります。今日、いろいろお話を聞いたこと、それから岩手県側もあったわけでありまして、その辺を議会の方に報告しながら、また市民とともに環境再生については市民というよりも、県民といった方がいいかもしれません。一緒に考えていく方法を見つけたいと思います。

今後とも、よろしく申し上げます。

古市会長： ありがとうございます。

二戸市内は当然のことながら、岩手県の方と協力してやらないと、絶対これは解決しませんので、よろしく願いいたします。

そうしたら澤口さん、議員さんになられたし、一言。

澤口委員： 別に議員になったからといって何が変わるわけじゃないんですが。

先ほど、小保内市長もおっしゃったように、水質の件も含め、それから再生も含めて、やはりここに至って両県が協力する時がきたのかなという感を強くしておりますので、その辺を県の皆さん方は大変でしょうが、よろしく願いします。

古市会長： ありがとうございます。

本当に今、いいチャンスだろうなと思いますよね。やっぱり瓦礫の問題等がございますので、やはりその辺の協力も含めて一緒にやっついていかないといけないと思います。

以上で議題が終わったんですが、資料9のお話がありますか。

事務局： それでは、資料9の第42回の協議会の開催日時及び開催場所についてご案内申し上げます。

開催日時につきましては、5月19日、土曜日、13時30分から15時30分、場所については、こちらアスパムの4階の十和田で開催したいと考えております。

正式にはまた後日、文書の方でご連絡申し上げます。

よろしく願いします。以上です。

古市会長： ありがとうございます。

次回もこちらで、今度は4階でやるということですね。よろしく願いします。

以上で終わりました。皆さん、非常に協力的で時間内に終わることができました。ありがとうございます。

もうクリアにいろいろご提案いただきましたので、総括するまでもないと思うんですが、やはり、県境部の地下水の質と量の問題をどうするかという話と、これは実施計画に向けて特措法ですね、これに向けてしっかり調査して検討するという事。

それと、環境再生計画の部分ですよね。これにつきましては、自然再生、植林の部分、それから地域振興、情報発信と、かなり具体化してきていますので、

これもしっかりやりましょうということで、今日も三村知事が「分かりました」とおっしゃっていただいたので、どう展開していただけるか楽しみにしたいと思います。

それ以外は、モニタリング計画が出ていますが、やはりジオキサンの問題があるので観測回数等をもう一度ご検討くださいというご提案がございました。

大体、そんなところかなと思いますので、よろしいですか。

それでは、特段、皆様からご質問等ございませんようですので、マイクを事務局の方にお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

司会 : 古市会長には議事進行を、そして委員の皆様には熱心なご協議をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第 41 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。

本日は、お疲れ様でした。